

青森県報

号外第二十九号

平成三十一年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

訓 令

- 青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三

告 示

- 三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額……………(文教課) ……七

教育委員会

- 三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧をする場合の使用料の免除……………(文教課) ……七

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人」を「自動車税証紙代金収納取扱人」に改める。

第四条の三第一項第二十二号中テをアとし、ノからエまでをオからテまでとし、キの次に次のように加える。

ノ 令第二条の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関する事。

第四条の三第一項第二十四号イ中「(第三十五条第一項に規定する事故に伴うものを除く。)」を削り、同号中ルをタとし、ロからヌまでをトからヨまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十五条第二項の規定による麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄の届出の受理に関する事。

ハ 第三十六条第一項及び第三項の規定による麻薬卸売業者等であつた者からの麻薬の品名等の届出の受理に関する事。

ニ 第四十七条の規定による麻薬小売業者の届出の受理に関する事。

ホ 第四十八条の規定による麻薬管理者の届出の受理に関する事。

ヘ 第四十九条の規定による麻薬研究者の届出の受理に関する事。

第四十条の三第一項第二十四号に次のように加える。

レ 第五十条の二十四第四項の規定による向精神薬取扱責任者の氏名等及び変更の届出の受理に関する事。

ソ 第五十条の二十六第一項ただし書の規定による申出の受理に関する事。

ツ ソに係る第五十条の二十六第四項の規定による公示に関する事。

ネ 第五十条の二十七の規定による特定麻薬等原料卸小売業者の業務及び変更の届出の受理に関する事。

ナ 第五十条の二十八第一項の規定による特定麻薬向精神薬原料に関する業務の廃止の届出及び同条第二項の規定による特定麻薬等原料卸小売業者の死亡等の届出の受理に関する事。

第四十条の三第一項第二十五号へ中「(第三十条の十四に規定する事故に伴うものを除く。)」を削り、同号に次のように加える。

ト 第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚せい剤原料の品名等の報告の受理に関すること（覚せい剤研究者であつた者に係るものを除く。）。

第四条の三第一項第三十一号に次のように加える。

へ 第二十五条の五第二項の規定による喫煙の中止及び特定施設の喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること。

ト 第二十五条の七の規定による特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言に関すること。

チ 第二十五条の八第一項の規定による特定施設の管理権原者等に対する勧告に関すること。

リ 第二十五条の八第三項の規定による特定施設の管理権原者等に対する措置命令に関すること。

ヌ 第二十五条の九第一項の規定による特定施設の管理権原者等からの報告の徴収に関すること。

第十三条第一項第四十五号イ中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同号ロ中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同号セ中「ハに係る」を「ニに係る土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百九十四号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前」に改め、同セを同号ストし、同号中モをセとし、ホからヒまでをヘからモまでとし、同号ニ中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の受理に関すること。

第十六条第一号中「第八条第一項及び第二項」を「第十七条第一項」に改め、「販売者」の下に「及び変更」を加える。

第十八条第一項第五号中ウをノとし、ネからムまでをラからキまでとし、同号ツ中「又に係る第七十二条の二第一項」を「ルに係る第七十二条の二第二項」に改め、同ツを同号ナとし、同号ソを同号ツとし、同ツの次に次のように加える。

ネ トに係る第七十二条の二第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収に関すること。

第十八条第一項第五号中レをソとし、トからタまでをチからレまでとし、ヘの次に次のように加える。

ト 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定

による措置命令に関すること。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の三第一項第三十一号の改正規定は同年七月一日から、第四条第二項第一号の改正規定は同年十月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「並びに次に」を「、青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表の特別の展示の観覧に係る使用料の額の決定に関する事務並びに次に」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「及び世界文化遺産登録推進室長」を、「世界文化遺産登録推進室長及び国民スポーツ大会準備室長」に改め、同条第八号中「及び世界文化遺産登録推進室長代理」を、「世界文化遺産登録推進室長代理及び国民スポーツ大会準備室長代理」に改める。

別表第一税務課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次の一号を加える。

三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する次のこと。

	イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第二十九条の十第ニ項の規定による条例及び規則の制定又は改廃に係る協議に関すること。
--	--

別表第一市町村課の項の第六号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同表県民生活文化課の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項の第

四号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ロ 第二十一条第二項の規定による報告及び資料の提出の要求、立入検査並びに質問に関すること。

別表第一県民生活文化課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項の第二号の部長専決事項の欄ニ中「変更」を削り、同号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第四十条第五項及び第六項の規定による規約の変更の認可に関すること。

ロ 第九十三条の規定による報告の徴収に関すること。

ハ 第九十三条の三第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の要求に関すること。

ニ 第九十四条第二項から第五項までの規定による業務及び会計の状況の検査に関すること。

別表第一県民生活文化課の項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第四十一条第一項の規定による立入検査に関すること。

二 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十九条第二項の規定による立入検査に関すること。

別表第一健康福祉政策課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄ロ中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表医療業務課の項の第一号の部長専決事項の欄ロ中「第七条の二第五項」の下に「及び第七条の三第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中ソを

ナとし、ハからレまでをヘからネまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第七条の第三第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による理由等を記載した書面の提出の要求に関すること。

ニ 第七条の第三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による関係者との協議の場における協議の参加の要求に関すること。

ホ 第七条の第三第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による医療審議会への出席及び理由等の説明の要求に関すること。

別表第一医療業務課の項中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第八号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ヘ 第二十七条の第二第二項（第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による解任の命令に関すること。

ト 第二十七条の四第三項の規定による試験事務規程の変更の命令に関すること。

チ 第二十七条の十一の規定による指定試験機関の指定の取消し及び試験事務の停止の命令に関すること。

別表第一医療業務課の項の第八号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ロ 第二十七条の二第一項（第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の認可に関すること。

ハ 第二十七条の三第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。

ニ 第二十七条の四第一項の規定による試験事務規程の認可及び変更の認可に関すること。

ホ 第二十七条の十の規定による試験事務の休止又は廃止の許可に関すること。

別表第一医療業務課の項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第十六条の八第三項の規定による意見に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第二十七号の部長専決事項の欄ハ中「第九条第二項」を

「第九条第三項」に改め、同号の課長専決事項の欄ロ中「第九条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表高齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄中キをノとし、ナからウまでをラからオまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ 第五十条第三項の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付に係る支出負担行為に関すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第三号の部長専決事項の欄中ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第七十五条の二第一項の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に係る支出負担行為に関すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第四号の部長専決事項の欄中ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第三十六条第二項の規定による前期高齢者納付金等の納付に係る支出負担行為に関すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第四号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ニ 第一百八条第二項の規定による後期高齢者支援金等の納付に係る支出負担行為に関すること。

ホ 附則第七条第二項の規定による病床転換支援金等の納付に係る支出負担行為に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第十七号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号を同項の第十八号とし、同項中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条第一項の規定による養子縁組あっせん事業の許可（第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を含む。）に関すること。

イ 第六条第一項の規定による養子縁組あっせん事業の許可（第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を含む。）に関すること。

イ 第六条第一項の規定による養子縁組あっせん事業の許可（第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を含む。）に関すること。

イ 第六条第一項の規定による養子縁組あっせん事業の許可（第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を含む。）に関すること。

	ロ 第十六条第一項の規定による養子縁組あつせん事業の許可の取消し及び同条第二項の規定による養子縁組あつせん事業の停止の命令に関すること。
--	--

別表第一障害福祉課の項の第一号の副知事専決事項の欄中ホをトとし、ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第七十六条の三第六項の規定による指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消し及び効力の停止に関すること。

ホ 第七十六条の三第七項の規定による指定特定相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨の通知に関すること。

別表第一障害福祉課の項の第一号の部長専決事項の欄中へをトとし、イからホまでをロからへまでとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第十一条の二第一項の規定による指定事務受託法人の指定に関すること。

別表第一障害福祉課の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項の第五号の課長専決事項の欄中トをチとし、ロからへまでをへからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十一条第二項の規定による収入の状況についての報告等の要求に関すること。

別表第一障害福祉課の項の第五号を同項の第七号とし、同項の第四号の副知事専決事項の欄中へをチとし、ハからホまでをホからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十三条の十八第六項の規定による指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の取消し及び効力の停止に関すること。

ニ 第三十三条の十八第七項の規定による指定障害児相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨の通知に関すること。

別表第一障害福祉課の項の第四号の部長専決事項の欄に次のように加える。

チ 第五十七条の三の四第一項の規定による指定事務受託法人の指定に関するこ

と。

別表第一障害福祉課の項の第四号を同項の第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

	六 児童福祉法施行令の施行に関する次のこと。 イ 第四十四条の十一第二項の規定による指定事務受託法人の指定の取消し及び効力の停止に関すること。
--	--

別表第一障害福祉課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の施行に関する次のこと。

	イ 第三条の六第一項の規定による指定事務受託法人の指定の取消し及び効力の停止に関すること。
--	---

別表第一構造政策課の項の第五号の部長専決事項の欄中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同表林政課の項の第一号の部長専決事項の欄ホを次のように改める。

ホ 第十条の十二の五第一項の規定による不確知立木持分及び不確知土地使用権の取得の裁定に関すること。

別表第一林政課の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)の施行に関する次の

ハ)。

イ 第十九条第一項の規定による確知所有者不同意森林の経営管理権の設定の裁定に関すること。

ロ 第二十七条第一項の規定による所有者不明森林の経営管理権の設定の裁定に関すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄ニ中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄中イを削り、ロからホまでをイからニまでとし、同欄に次のように加える。

ホ 土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百九十四号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前の土地改良法施行令第四十七条の規定による意見の聴取に関すること（土地改良法第三十条第二項の規定による定款の変更の認可に係るものを除く。）。

別表第一建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄レ中「仮設建築物の存続の許可及び同条第五項の規定による仮設建築物」を「応急仮設建築物の存続の許可並びに同条第五項及び第六項の規定による仮設興行場等」に改め、同号の課長専決事項の欄ニを同欄ホとし、同欄ハ中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同ハを同欄ニとし、同欄ロの次に次のように加える。

ハ 第四十三条第二項第一号の規定による建築物の認定に関すること。

別表第一防災危機管理課の項の第一号の副知事専決事項の欄中タをレとし、ヲからヨまでをワからタまでとし、同欄ル中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改め、同ルを同欄ヲとし、同欄又中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第四項」に改め、同又を同欄ルとし、同欄リの次に次のように加える。

ヌ 第七十四条の二第一項の規定による他の都道府県知事に対する応援要求に関すること。

すること。

別表第一原子力安全対策課の項の第一号の副知事専決事項の欄中タをレとし、ヲからヨまでをワからタまでとし、同欄ル中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改め、同ルを同欄ヲとし、同欄又中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第四項」に改め、同又を同欄ルとし、同欄リの次に次のように加える。

ヌ 第七十四条の二第一項の規定による他の都道府県知事に対する応援要求に関すること。

別表第一会計管理課の項の第二号の課長専決事項の欄ロを削り、同項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同欄ロ中「第八条第一項」を「第六条第四項」に改める。

別表第四中「並びに地域整備部の庶務担当の内部組織の長」を「並びに事務的事項担当の地域整備部次長及び地域整備部の庶務担当の内部組織の長」に、「福祉こども総室長の」を「福祉こども総室長並びに地域整備部の港管理所の港管理所長の」に、「地域連携部指定職員等の」を「地域連携部指定職員等及び地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長の」に、

青森県立美術館の庶務担当の内 部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者	青森県立美術館の庶務担当責任者	次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの（一件の予定価格が五億円以上の工事及び製造の請負並びに地域県民局の地域整備部の庶務担当の内部組織の長の専決に係るものを除く。） イ 入札（見積りを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関する
地域県民局の事務的事項担当の地域整備部次長	地域県民局の他の地域整備部次長（地域整備部次長の全てが不在のときは、あらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部		

地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長	長が指定する職員	こと。 口 支出命令に関すること。
	部長が指定する職員	一 税外諸収入金の徴収（別表第五の専決事項の欄に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。 二 収入通知（前号の税外諸収入金に係るものに限る。）に関すること。

に改める。

別表第五三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の項の第六号中「同号ホ、へ、リ、ワ、タ、ヤ、コ及びサ」を「同号へ、ト、ヌ、カ、レ、マ、エ及びキ」に改め、同表西北地域県民局地域整備部鰯ヶ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の項の第三号中「第十八条第一項第五号タからソ」を「第十八条第一項第五号レからツ」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一障害福祉課の項の第五号の課長専決事項の欄の改正規定は同年六月一日から、同表税務課の項の改正規定及び同表市町村課の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百二十号

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	金額（一回につき）
-----	-----------

春季特別展 「縄文の色 が魅せられ た魔法の石 ・黒曜石 」の観覧		夏季特別展 「あおもりの 土偶展」の 観覧		秋季特別展 「発掘され た2019年 の観覧	
個人	団体（二十人以上のものに限る。）	個人	団体（二十人以上のものに限る。）	個人	団体（二十人以上のものに限る。）
一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	九百円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	四百五十円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	四百五十円
一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	三百六十円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	四百円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	四百円
一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	七百二十円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	千円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	千円
一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	五百円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	八百円	一般 高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	八百円

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）第六条の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧が次のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県教育委員会

- 一 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき 使用料の全部の額
- 二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 七 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めたととき 使用料の全部又は一部の額

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭